

四日市市告示第201号

四日市市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

四日市市長 森 智広

四日市市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱（平成27年四日市市告示第169号）の一部を次のように改正する。

第2号様式を次のように改める。

住 所

団体名

代表者

年度四日市市防犯カメラ設置事業補助金事前決定通知書

年 月 日付で申請のあった四日市市防犯カメラ設置事業補助金の事前申込みの結果については、下記の通りとなりましたので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

審査の結果、 年度四日市市防犯カメラ設置事業補助金交付申請を受付けます。

補助予定金額 円

つきましては、補助金の交付申請に必要な添付書類が整い次第、速やかに申請手続きを行ってください。

なお、設置工事や手続き等に相当の期間を要することから、遅くとも12月末までには、申請手続きを終えていただきますようお願い申し上げます。

第4号様式を次のように改める。

住 所
団体名
代表者

四日市市防犯カメラ設置事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度四日市市防犯カメラ設置事業補助金については、四日市市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

- 1 補助金等の額 金 円
- 2 補助金等の対象となる事業
防犯カメラ設置事業
- 3 補助金等の交付の条件
(1) この補助金は、対象事業以外の用途に使用してはならない。
(2) この補助金の使途については、市が監査を行うことがある。
(3) 今回の補助金交付に関する一切の資料は5年間保存すること。
(4) 四日市市補助金等交付規則及び四日市市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- 4 示された条件に従わない場合は、補助金の返還を命ずることがある。

第6号様式を次のように改める。

住 所
団体名
代表者

四日市市防犯カメラ設置事業補助金変更決定通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった四日市市防犯カメラ設置事業補助金については、四日市市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり変更を承認することを決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

- 1 変更決定額 金 円
- 2 計画変更の内容
- 3 補助金等の交付の条件
 - (1) この補助金は、対象事業以外の用途に使用してはならない。
 - (2) この補助金の使途については、市が監査を行うことがある。
 - (3) 今回の補助金交付に関する一切の資料は5年間保存すること。
 - (4) 四日市市補助金等交付規則及び四日市市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- 4 示された条件に従わない場合は、補助金の返還を命ずることがある。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(市民生活部市民協働安全課)